

改善提言に基づく平成27年度の審査の品質管理における取組状況

平成27年12月17日

特 許 庁

【特 許】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

・迅速性を堅持しつつ、審査の質を向上させるためには、審査体制の充実が欠かせません。そこで、審査体制の整備・強化のために恒常審査官や任期付審査官の増員を進め、34名の恒常審査官と106名の任期付審査官を採用しました。なお、すでに任期付審査官として10年にわたり経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再採用の道も引き続き確保しました。(106名のうち再採用は53名。)

・国際審査官協議、外国文献調査の充実、PCT管轄拡大等の審査業務の国際化への対応の観点から、審査官の外国語能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、今年度は外国語研修の規模を拡大しました(受講者数は昨年度比で約3割増)。

☆審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実も欠かせません。そこで、昨年度に続き品質管理室職員5名を維持し、調査員(品質管理補助)は昨年度から8名増加した24名を確保して、品質管理のために必要な体制を整備しました。品質監査¹は、審査の質を全体的に把握する観点から、昨年度の試行期間を通じた分析をもとに、より適切な監査が実施できるよう主要な起案書²種別³を、再サーチも含めた品質監査を行う品質管理官(技術単位担当)⁴と、拒絶理由の論理構成及び起案書の内容の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う品質管理官(総括担当)⁵が分担して本格的に実施しました。品質管理官(総括担当)の監査のための下準備を行う調査員(品質監査補助)

¹ 「品質監査」は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否の確認を通じて、審査の質の分析・評価を行うものです。

² 審査官が作成した処分等に係る書面。

³ 最初・最後の拒絶理由通知、特許査定、拒絶査定、国際調査報告及び国際調査機関の見解書。

⁴ 各技術単位の案件を担当する品質管理官。

⁵ 管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官。

を新たに配置して、効率よく監査することを可能としました。

- ・ 審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修等で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を引き続き実施し、受講者の理解を確認するためのチェックを行いました。また、審査長単位で期間を定めて品質に関する集中的な議論を行うこととし、品質管理に関する理解状況を確認すると共に、理解の促進を図りました。

Ⅱ. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

☆審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にするのみならず、特許権取得の予見性が高い、国際的に通用する審査をする必要があります。そこで、「特許・実用新案審査基準」を全面改訂し、簡潔かつ明瞭な記載とするとともに英語版も作成し海外発信しました。また、同時期に改訂された「特許・実用新案審査ハンドブック」においては、特許が認められる例と認められない例のバランスを考慮しながら事例や裁判例を充実させ、審査の基本的な考え方をより深く理解できるものとなりました。改訂された「特許・実用新案審査基準」には、品質ポリシーに沿った審査が十分なされるように、品質ポリシーの基本原則に則った審査の基本方針を明記しました。そして、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催しました。PCT国際出願に関して、より高品質な国際調査報告や国際予備審査報告を世界に発信するために、PCT国際出願に関する業務手順や判断基準を詳述した「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」を作成しました。また、とりわけ我が国の特許審査の信頼感を国際的に高める上で重要と考えられる「他庁を受理官庁とする英語PCT案件」を、新たに必須協議案件とすることで、審査官の意見交換や知識共有を促進しました。

☆ユーザーにおける審査の納得性を高めるためには、審査官の判断をユーザーにわかりやすく伝える必要があります。そこで、国内外の出願人・代理人に審査官の意図がより良く伝わるように、拒絶理由通知書に記載する項目の順序を定めるなどして、拒絶理由通知書等の記載を統一感があり読みやすい様式になるよう見直しました。さらに、見直しを行った記載様式の運用の定着を支援し、かつ、起案書の形式的な瑕疵を減少させるため、定められた様式に従っていない記載及び形式的な瑕疵等を検出可能な起案支援ツールを審査官に提供しました。

☆特許性の的確な判断のためには、最新の技術動向やビジネス動向の把握が必要です。そのため、審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めています。また、平成11年度から実施している特許出願技術動向調査を継続して行い、今年度は衛星測位システムを始めとする20のテーマで調査を開始しました。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略対応まとめ審査は、今年度上半期に23件の申請がなされ、225件の特許出願が当該施策の対象となりました。さらに、7月に10日間の日程で「巡回特許庁 in KANSAI」を開催し、34社150件の出張面接審査を行いました。

☆審査官が作成した起案書の不備を低減するためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁⁶の充実が欠かせません。そこで、改訂された「特許・実用新案審査基準」の内容も踏まえたガイドラインを策定しました。また、全決裁者を対象として決裁時に留意すべきポイントについての研修を実施しました。そして、決裁の際の審査官への指摘事項に関する情報の蓄積も開始しました。

・先行技術調査は審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、今年度は、80メイングループのFI分類表を改正し、16テーマのFタームメンテナンスを行いました。外国特許文献調査については、外国特許分類情報（CPC等）、英語シソーラスといった文献調査に関する知識を収集・蓄積し、審査官間で共有・活用する取組を引き続き進めています。非特許文献検索については、2つの庁内DBの他、6つの検索系・36の文献取り寄せ系・3つの辞書系の商用DBを一つの庁内イントラネットからまとめてアクセス可能な状態を継続し、新たにISO等の規格文書を庁内DBに蓄積して審査官が簡便に利用可能としました。

・高品質かつ効率的な特許審査のためには、登録調査機関による先行技術調査を充実させ、これを効果的に活用することが欠かせません。そこで、登録調査機関の選定にあたり、昨年度に納品された全件のサーチについて審査官がサー

⁶ 審査は審査官が行うもの（特許法第47条）ですが、「決裁」は、審査基準の統一的な運用をはじめとする審査の品質保証に関するニーズに応えることを目的とし、全案件を対象に、起案書に記載された内容の確認を通じて、起案書に誤りがないか及び担当技術分野における統一的な運用がなされているかの確認を行うものです。

チ結果を評価し、その評価結果を考慮することを継続して行いました。また、新規の技術分野の調査を行う調査業務実施者に対して、OJTを継続して実施し審査官が直接育成を行いました。さらに、中韓文献翻訳・検索システムを用いた先行技術調査の暫定試行を含め、外国特許文献の先行技術調査を拡充しました。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

- ・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査を引き続き実施し、よりの確にユーザーの意見を聴取するために、調査票の項目を追加するとともに、昨年度から実施している在外ユーザーへの調査の規模を拡大する等、多様なユーザーニーズの調査を可能としました。

- ・業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声を引き続き把握しています。特に特許庁幹部は、国内外の企業経営層との間でも審査の質を含めた特許庁の取組について幅広く意見交換しています。

- ・ユーザーから寄せられた意見については、適切に集約・分析し、必要に応じて審査長等にフィードバックを行いました。さらに、ユーザーから寄せられた意見の中から特に注意すべき事項がある場合は、事例をパターン化した上で、品質管理の基本に関する講義の中で紹介するとともに、品質管理の庁内誌を通じて審査官に対して定期的に情報提供を行いました。

☆審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、品質監査の時期を決裁後、かつ、発送前に統一し、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みを整えました。また、形式的瑕疵をチェックする部分監査において、特定期間に特定の技術単位について集中的に監査を行うことでフィードバック効果を高めました。

Ⅳ. 海外の特許庁との協力・情報発信

- ・企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、五庁品質管理会合において積極的に情報発信するとともに、海外の特許庁と協力関係を構築し、人的交流による審査の質に関する取組の情報収集も継続して行いました。さらに、欧州特許庁及びスウェーデン特許登録庁との間で共同分析を継続して実施するとと

もに、新たに米国特許商標庁との間でも共同分析を開始しました。

- ・企業のグローバル活動を支援することを目的として、日米の特許審査官が協働して調査を実施する日米協働調査試行プログラムを8月から試行期間を2年として開始しました。

V. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

【意匠】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

☆審査の質を向上させるためには、品質管理体制の充実が欠かせません。そこで、今年度から新たに品質管理の企画・立案を専任として行う者を1名設けるとともに、品質監査においてチェックを担う者としてサーチ担当品質管理官を2名任命し、品質管理のために必要な体制の強化を図りました。

☆審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修等や課内研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を実施し、各研修後に受講者の理解を確認するためのチェックを行いました。

II. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

☆審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要があります。そこで、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応するために、「意匠審査基準」を国際意匠登録出願受付前までに一部改訂しました。主な改訂内容は、新たに「国際意匠登録出願」の項目を追加するとともに、「審査の進め方」の項目にも「国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報」を追加し、国際意匠登録出願に関する意匠審査の具体的な手続を定めました。また、国内外ユーザーにもわかりやすいものとなるよう、意匠審査基準の英訳も公表しました。

さらに、国際意匠登録出願の審査に関しては、全案件を必ず協議することとしました。管理職と審査官が協議することによって、審査の質の維持・向上が図られ、審査官に知識・情報共有の促進を図りました。

☆意匠の的確な把握のためには、最新の製品・技術動向やビジネス動向の把握が必要です。そのため、審査官は学会への参加や企業との意見交換を行うことで最新の動向を把握するよう努めています。また、意匠出願動向調査を継続して行い、今年度は自動車とファッションに関するテーマで調査を開始しました。企業の事業戦略を把握しながら審査を進める事業戦略まとめ審査は、2件の申請がなされ、12件の意匠出願が対象となりました。出願人・代理人との面接は9月末までに238回実施しました。

☆サーチは審査の重要な柱の一つであり、調査のための基盤を恒常的に整備することや調査能力の維持・向上に努めることが重要です。そこで、ロカルノ国

際分類の定義を作成するとともに、ロカルノ国際分類を日本意匠分類に則して細分化した新意匠分類案の作成及び新意匠分類定義案作成のための調査事業を開始しました。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、引き続き業界や企業との意見交換の機会を利用して、審査の質に関するユーザーの声を把握しました。

☆ユーザー評価調査において、よりの確にユーザーの意見を聴取するために調査手法を見直し、外部委託して実施することで調査対象者数を大幅に増やし（国内 280 社、外国 51 社）、多様なユーザーニーズの調査を可能としました。

☆審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、サーチに関する品質監査の試行を行いました。また、新たに導入されたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の審査に関しては全案件を必ず協議することとし、その協議の内容を利用して様々なケースに関する情報収集を行うことで、どのような観点で国際意匠登録出願の品質監査を行うか、検討を行っていきます。

Ⅳ. 海外の特許庁との協力・情報発信

・企業のグローバル活動を支援するには、我が国の審査結果が海外で尊重され、国際的な権利確保を円滑に行い得る環境を構築する必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、日中韓意匠専門家会合等の国際会合や、WIPO審査（上級）コース研修等の新興国向けの研修を通じて情報発信を行うとともに、審査の質に関する取組の情報収集も行いました。

Ⅴ. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

【商 標】

I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

☆審査の質を向上させるために、審査の品質管理体制の充実が欠かせません。

そこで、品質管理官の人数を1名増加するとともに、兼任の者を専任化して専任の者を1名増加し、12名（専任2名）の品質管理官を選任し、品質管理のために必要な体制の強化を図りました。また、平成27年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームを編成し、新制度に対応するための審査実施体制を確立するとともに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も新たに設け、8テーマについて、延べ572名が受講しました。さらに、商標課において企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うための品質管理専門部署の設置に関し、平成28年度の実現に向けて取り組んでいます。

・審査の質の管理のためには、審査に関わる職員一人一人における品質管理への理解が欠かせません。そこで、審査官に対する法定研修で品質ポリシーや品質管理システムなどの品質管理の基本に関する講義を引き続き実施し、受講者の理解を確認するためのチェックを行いました。さらに、全審査官を対象に、品質向上に関する意識付けを目的とした講義を実施しました。講義は理解度を高める観点から少人数形式で実施し、講義後に受講者の理解を確認するためのチェックを行いました。

II. 審査の質の維持・向上のための取組の充実

・審査の質を向上させるためには、審査官間における判断基準を一定にする必要があります。そこで、「商標審査基準」について、「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行っており、年度内に改訂案をまとめます。また、新しいタイプの商標の審査に対応するために、「商標審査基準」を改訂し、審査を進め、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」の改訂を行いました。そして、「商標審査基準」の内容を審査官に周知するために、全ての審査官を対象とした説明会を開催しました。さらに、審査官同士の協議を実施しており、協議は、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、所定の条件を満たす案件については必ず実施し、審査官同士の意見交換や知識共有の促進を図っています。

・商標審査における商標の識別性及び類似性の適切な判断のためには、最新の

取引実情やビジネス動向の把握が必要です。そこで、今年度も商標出願動向調査を継続して行いました。また、商標課及び各審査室において、業界や企業との意見交換の促進を図り、平成27年度上半期で、昨年度実績の約1.5倍（19件→29件）の意見交換を行い、商標の識別性や類似性について、積極的に意見聴取を行いました。

☆審査官が作成した起案書の不備を低減するためには、これらの起案書に対する管理職による品質チェックとしての決裁の充実が欠かせません。そこで、決裁の充実を図るために、決裁における統一的な基準・観点を定めた文書を策定します。また、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感を持って作成できるように、拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書を策定します。

Ⅲ. 品質検証のための取組の充実

・品質の検証のための取組を充実させるためには、ユーザーの声を真摯に受け止めることが重要です。そこで、ユーザー評価調査を引き続き実施し、よりの確にユーザーの意見を聴取するために調査手法を見直し、外部委託して実施することで調査対象者数を倍増（200社→400社）し、多様なユーザーニーズの調査を可能としました。

☆審査の質をよりの確に把握するためには、品質監査の充実も重要です。そこで、監査を実施する品質管理官を1名増やし（8名→9名）、また、実施期間を1ヶ月延長（2か月→3か月）するとともに、監査件数についても倍増（1,680件→3,150件）し、品質監査の充実を図りました。また、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、品質監査の時期を決裁後、かつ、発送前に実施して、監査により発見された瑕疵を解消した上で発送できるような仕組みを整えました。

・審査における判断が審判における判断と相違する場合、その相違する要因を分析することが審査の質の向上には欠かせません。そこで、拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件について、要因分析を行い、審判部門と審査部門とで、2回の意見交換を実施しました。また、平成26年度に異議申立され、取消決定がなされた案件全件についても、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判とで判断が異なった要因等の分析を行っています。

IV. 海外の特許庁との協力・情報発信

・我が国特許庁における審査の品質管理の取組に対する理解やプレゼンスの向上を図るためには、国内のみならず海外に向けても適切な情報発信がなされている必要があります。そこで、我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国際会議や新興国向けの研修を通じて情報発信を行いました。さらに、我が国特許庁からの提案で、日米欧中韓の商標 5 庁における会合において、新たに、商標審査に関する品質管理の取組をそれぞれの庁が情報共有するセッションが実施されることになりました。加えて、海外ユーザー団体の年次会合に新たに参加して協力関係を構築しています。

V. 審査の質についての目標設定

・審査の質の管理を行うに当たっては、品質についての目標を設定することが望まれます。しかし、審査の質を評価するための指標の作成は容易ではなく、設定の仕方によっては審査に偏りを与え、適切な審査に影響を与えるおそれもあります。そこで、まずは海外の特許庁における、指標に基づいた審査の質についての目標設定の状況を把握するため、各庁の品質管理実務者へのアンケート・ヒアリング調査を開始しました。

☆付項目については、参照図あり。

ユーザー

 ニーズに応えた審査を
 実現するための品質管理

【品質ポリシー】

- ・幅広いニーズや期待に応えます(特許/意匠)
- ・出願人等とのコミュニケーションを深めます(商標)



企業

大学・研究所

個人

代理人

【審査の質の把握】

■意見交換

- ・国内外の企業や業界団体との意見交換

■ユーザー評価調査

- ・調査規模の拡大
- ・調査項目の追加



■特許庁HPを通じた意見受付



■品質監査の実施



【審査の質の維持・向上】

■審査基準の改訂

- ・簡潔かつ明瞭な記載
- ・条約加盟に伴う改訂
- ・判断基準の統一



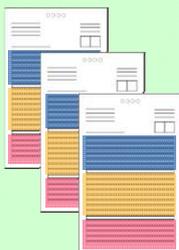
■的確な判断

- ・特許、意匠、商標出願動向調査
- ・事業戦略対応まとめ審査などを通じたビジネス動向の把握
- ・面接審査の規模拡大
- ・巡回特許庁(出張面接審査)



■統一感のある拒絶理由通知

- ・審査官の判断が伝わりやすい
- ・ユーザーの納得感を得やすい
- ・機械翻訳の精度向上に貢献



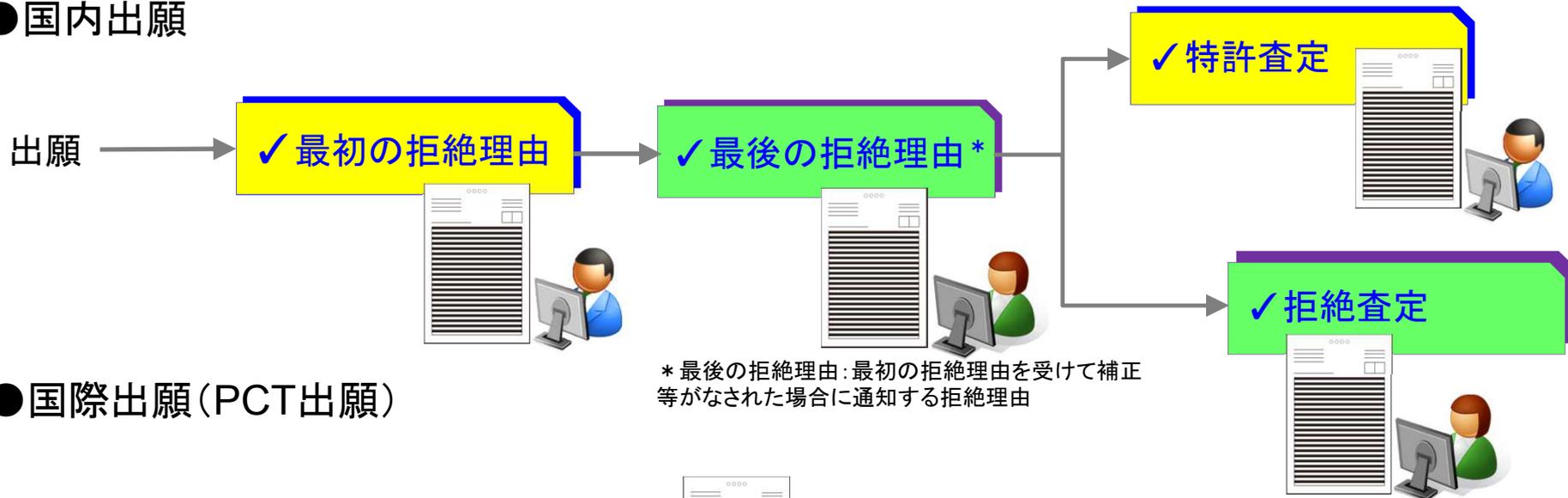
■管理職による品質チェック(決裁)



特許庁

品質管理官による品質監査の分担 [評価項目⑤関係]

●国内出願



●国際出願(PCT出願)



品質管理官(技術単位担当)

各技術単位の案件を担当する品質管理官。
再サーチも含めた品質監査を行う。

品質管理官(総括担当)

管理職経験を有し、各部内の案件を横断的に担当する品質管理官。
拒絶理由の論理構成及び起案の的確性を中心とした、再サーチを実施しない品質監査を行う。

「特許・実用新案審査基準」の全面改訂 [評価項目⑥関係]

【改訂の方針】

- ① 審査基準の記載が簡潔かつ明瞭なものであること。
- ② 審査基準の基本的な考え方を深く理解することができるよう、事例や裁判例が充実していること。
- ③ 審査基準の基本的な考え方が国際的に通用するものであること。

(平成26年8月22日 第1回 審査基準専門委員会WG)

 国際的に
 通用する考え方

 記載の
 簡潔・明瞭化

審査基準



記載の見直し

構成の整理

審査ハンドブック(※)

 事例・裁判例の
 充実

 平成27年9月16日に
 改訂審査基準を公表しました！

特許権取得のための所定の手続を自ら遂行していく責任は、出願人等にあることを前提としつつ、審査官は、質の高い特許権の設定という視点も持って審査をする。(第I部 審査総論)

品質ポリシー(強く・広く・役に立つ特許権を設定します)の基本原則に則った審査の基本方針を明記！！

※「審査業務における手続的事項・留意事項」、「審査基準を理解する上で有用な事例・裁判例・適用例」からなり、内容を随時追加。

通知書等の記載様式の統一

[評価項目⑥関係]

国内外の出願人・代理人にわかりやすい、統一された記載様式にしたがった拒絶理由通知書等を発信

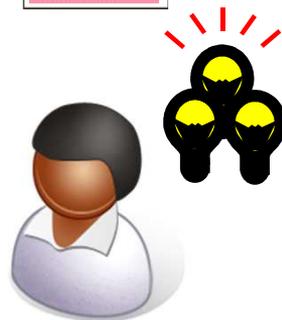
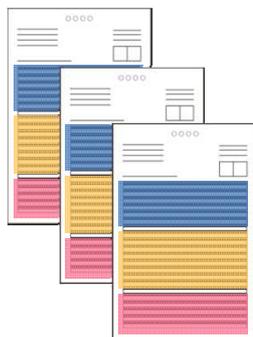
統一前



出願人・代理人

統一後

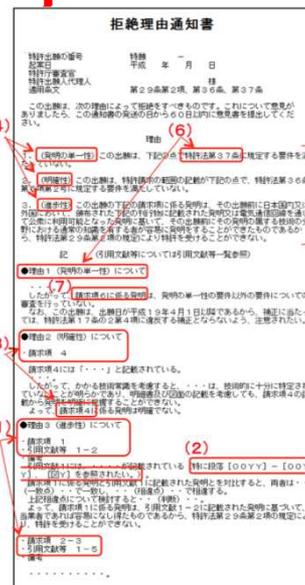
(平成27年4月以降)



出願人・代理人

効果

- ・審査官の判断がユーザーに伝わりやすい
- ・ユーザーが納得感を得やすい



・機械翻訳の精度向上に貢献

・決裁や品質監査を効率的に行うことが可能

最新の技術動向・ビジネス動向の把握

[評価項目⑥関係]

技術動向調査

平成11年度から実施している特許出願技術動向調査

◇ 平成27年度は20のテーマで開始！！

通常型テーマ

衛星測位システム
冷陰極型電子源
自動車用予防安全技術
鉄道管制システム
ナノファイバー
核酸医薬
ウェアラブルコンピュータ
電気化学キャパシタ
パワーレーザー
航空機・宇宙機器関連技術
情報セキュリティ技術

中国特化型テーマ

液晶表示素子
ターニングセンタ及びマシニングセンタ
風力発電
ディスプレイ用ガラスの製造技術
塗料
ワイヤハーネス
情報端末の筐体・ユーザインターフェイス
香料関連技術
GTL (Gas to Liquids) 関連技術

学会への参加・企業との意見交換

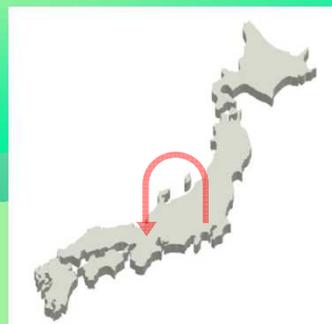
事業戦略対応まとめ審査



巡回特許庁 in KANSAI

平成27年7月2日(水)～10日(金)

- ◇ 巡回特許庁シンポジウム
- ◇ 説明会・講習会
 - ◆ 知的財産権制度説明会 (初心者向け)
 - ◆ 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 初心者向け講習会
- ◇ 巡回審査

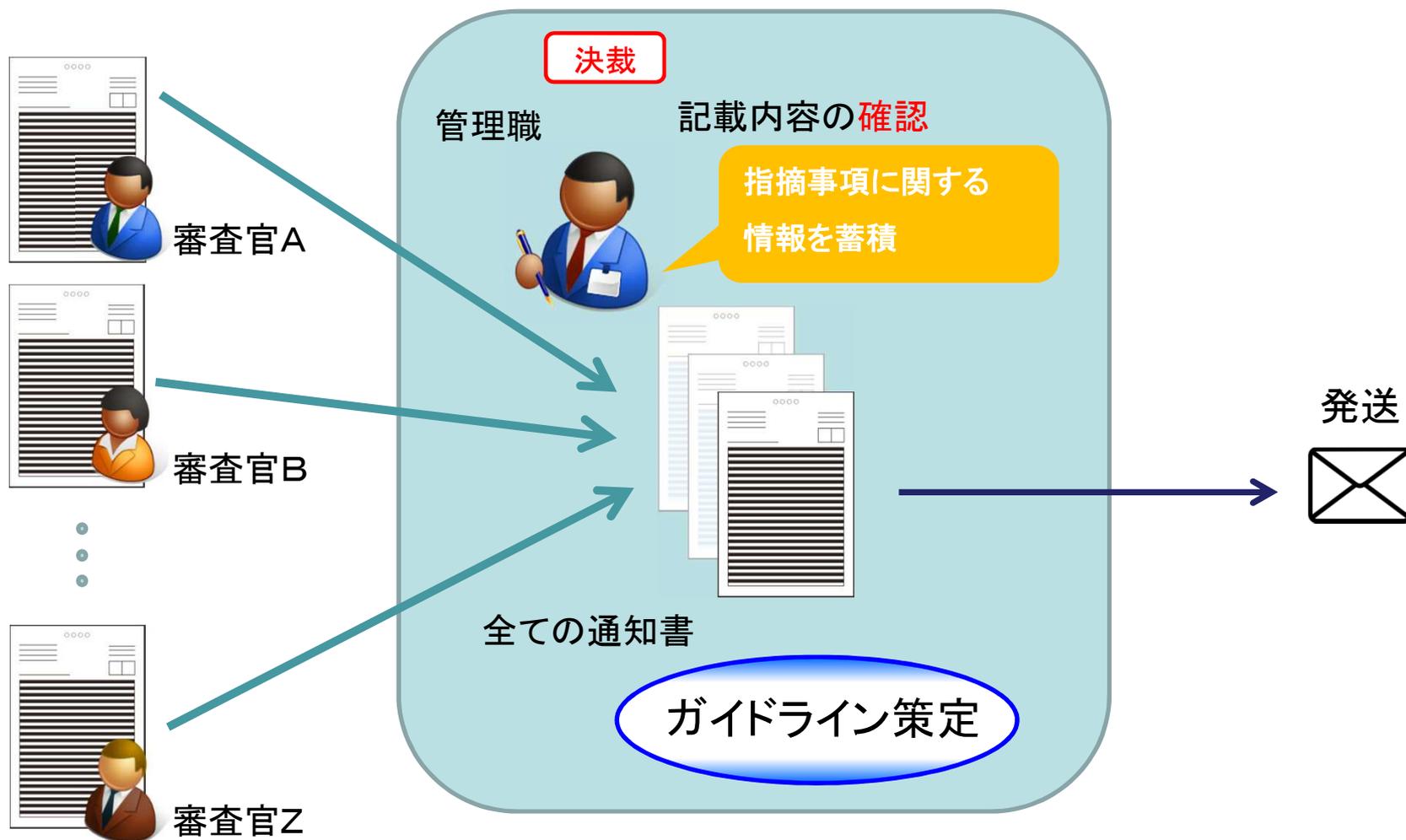


34社150件の出張面接審査

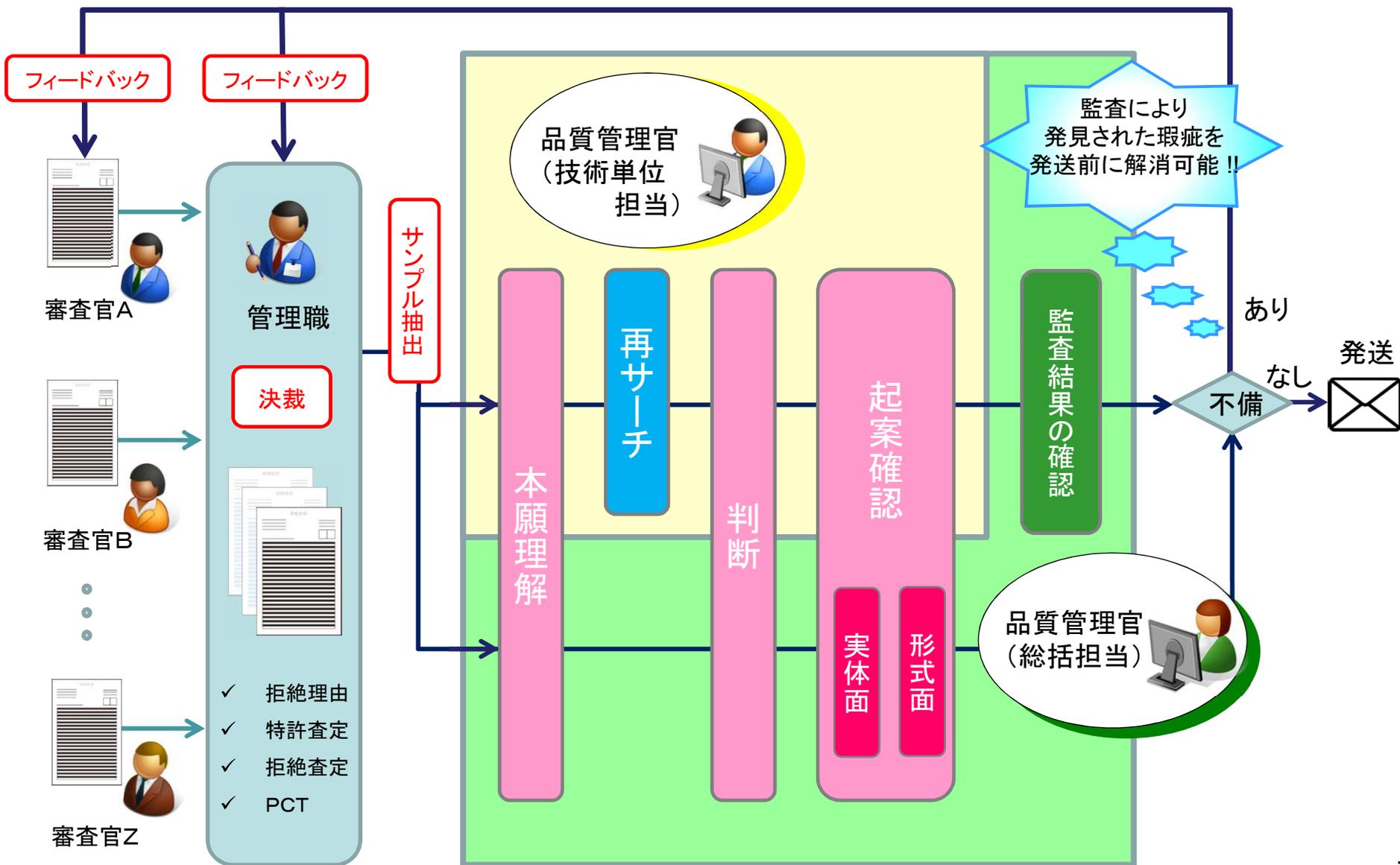
ガイドライン策定・指摘事項の情報の蓄積

[評価項目⑥関係]

決裁とは・・・審査官が作成した全通知書の管理職による確認



決裁後・発送前に行う品質監査の仕組みの整備 [評価項目⑦関係]



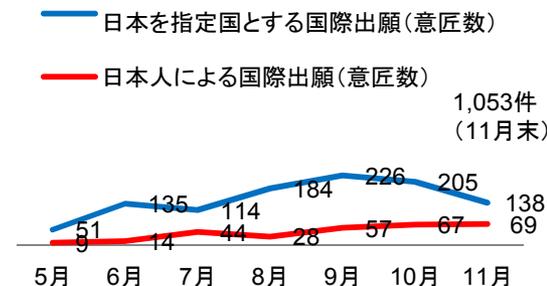
質の高い審査を実現するための方針・手続・体制の整備

- 新規に品質管理の企画・立案の専任者1名、サーチ担当品質管理官2名配置 [評価項目⑤関係]
- 全審査官対象の品質管理の基本に関する課内研修の実施(33名受講/定員48名)、各種研修後に理解度のチェックを実施 [評価項目③関係]

品質検証のための取組の充実

[評価項目⑦関係]

- 品質監査の充実
 - サーチに関する品質監査の試行
 - 協議の内容を利用したハーグ案件に関する品質監査の検討
- ユーザーからの意見・情報収集
 - 業界・企業との意見交換
 - 国内外と対象を拡大したユーザー評価調査の実施(国内280社、外国51社)
(参考:前年度は国内57社、外国13社実施)



審査の質の維持・向上のための取組の充実 [評価項目⑥関係]

■ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への対応

- ・ 意匠審査基準改訂及び英語版(仮訳)の公表 [評価項目②関係]

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyoushinsa_kijun/26.pdf

- ・ ハーグ案件の全件協議対象化

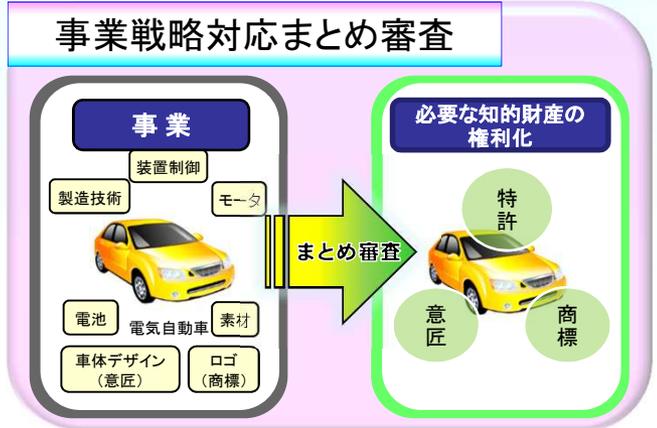


■ 検索インデックスの整備

- ・ ロカルノ国際分類定義作成
- ・ ロカルノ国際分類を日本意匠分類に則して細分化した新意匠分類案の作成及び新意匠分類定義作成のための調査事業開始

■ 最新の製品・技術動向やビジネス動向の把握

- ・ ユーザーとの意見交換
- ・ 意匠出願動向調査(今年度:自動車とファッションに関するテーマ)
- ・ 事業戦略まとめ審査
- ・ 出願人・代理人との面接

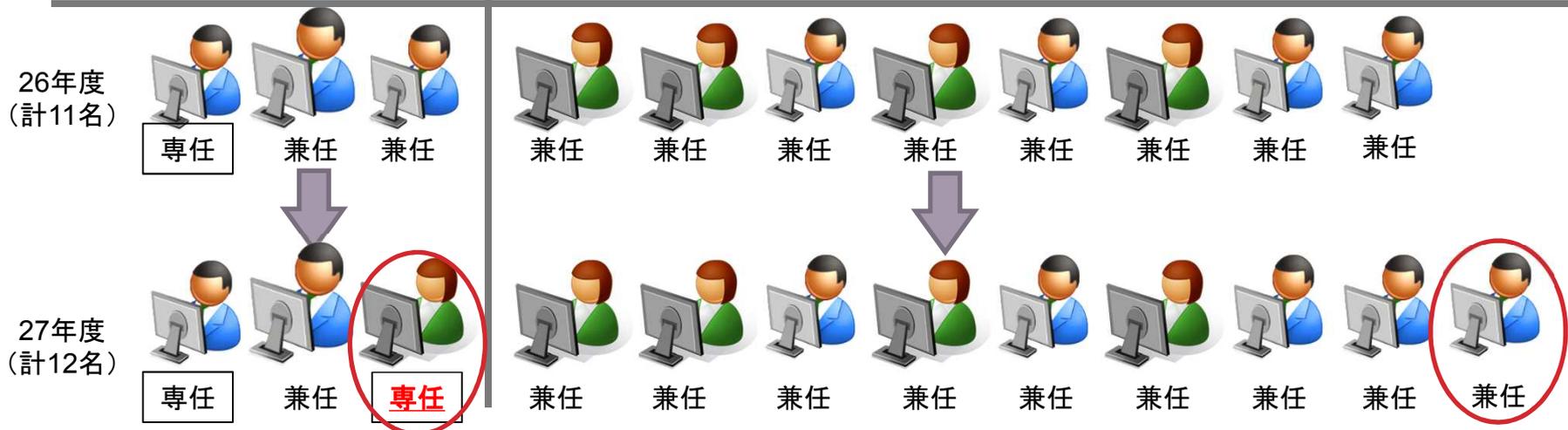


[評価項目④・⑤関係]

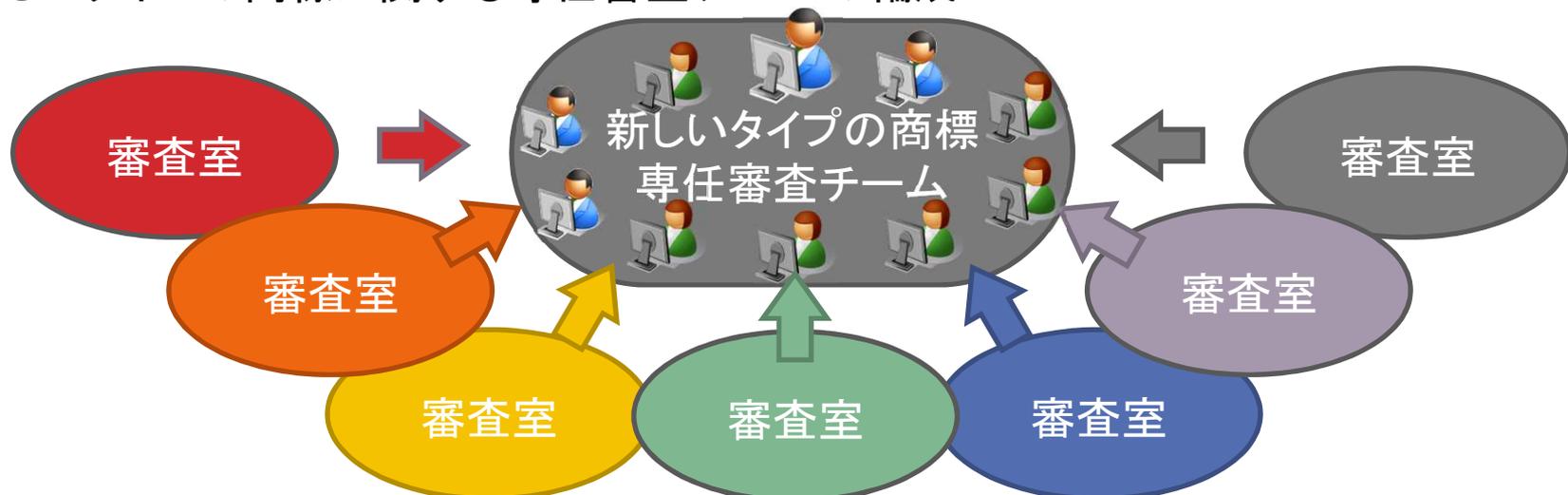
● 品質管理官の増加

品質関連施策の企画・立案・
実施担当の品質管理官

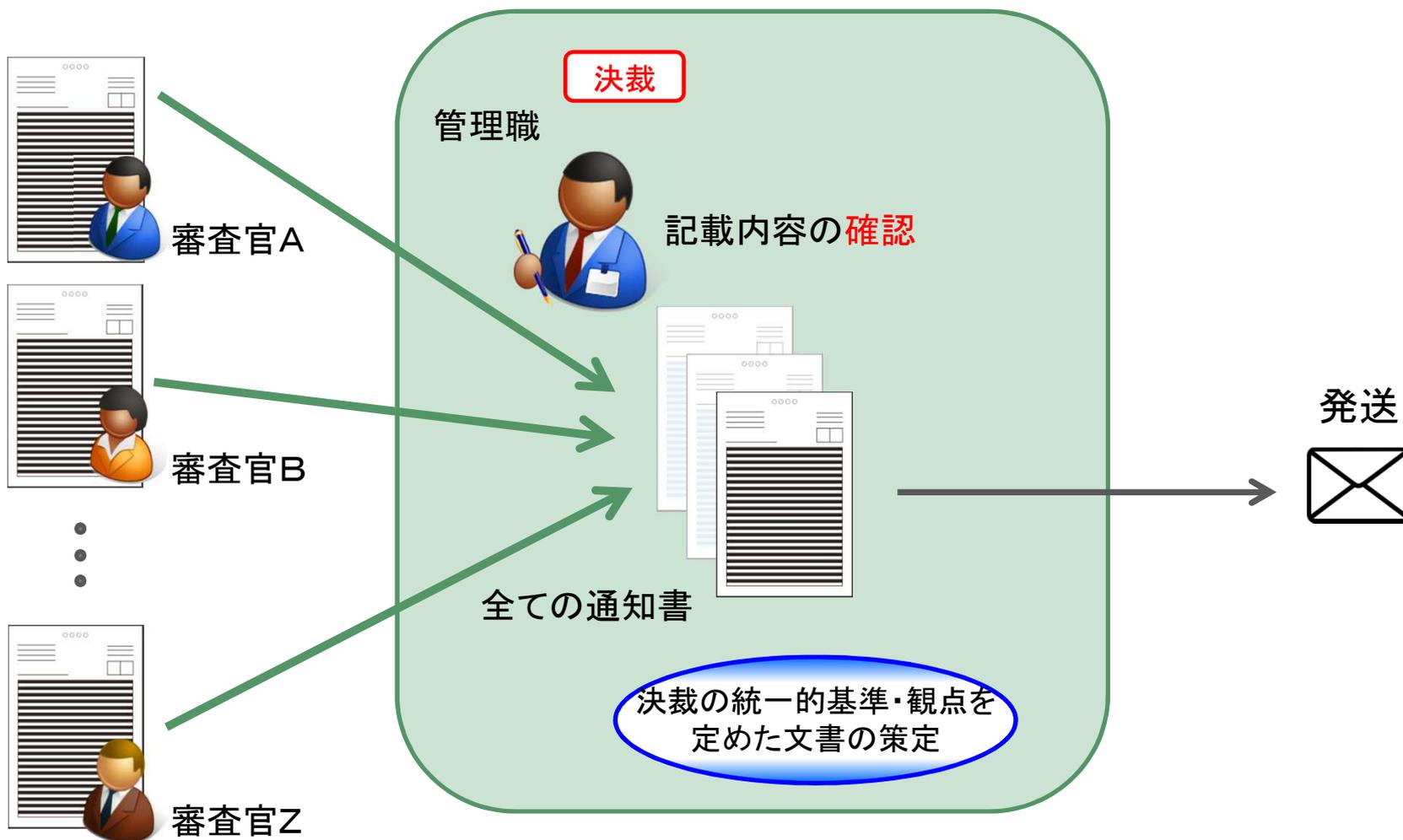
品質監査担当の品質管理官



● 新しいタイプの商標に関する専任審査チームの編成



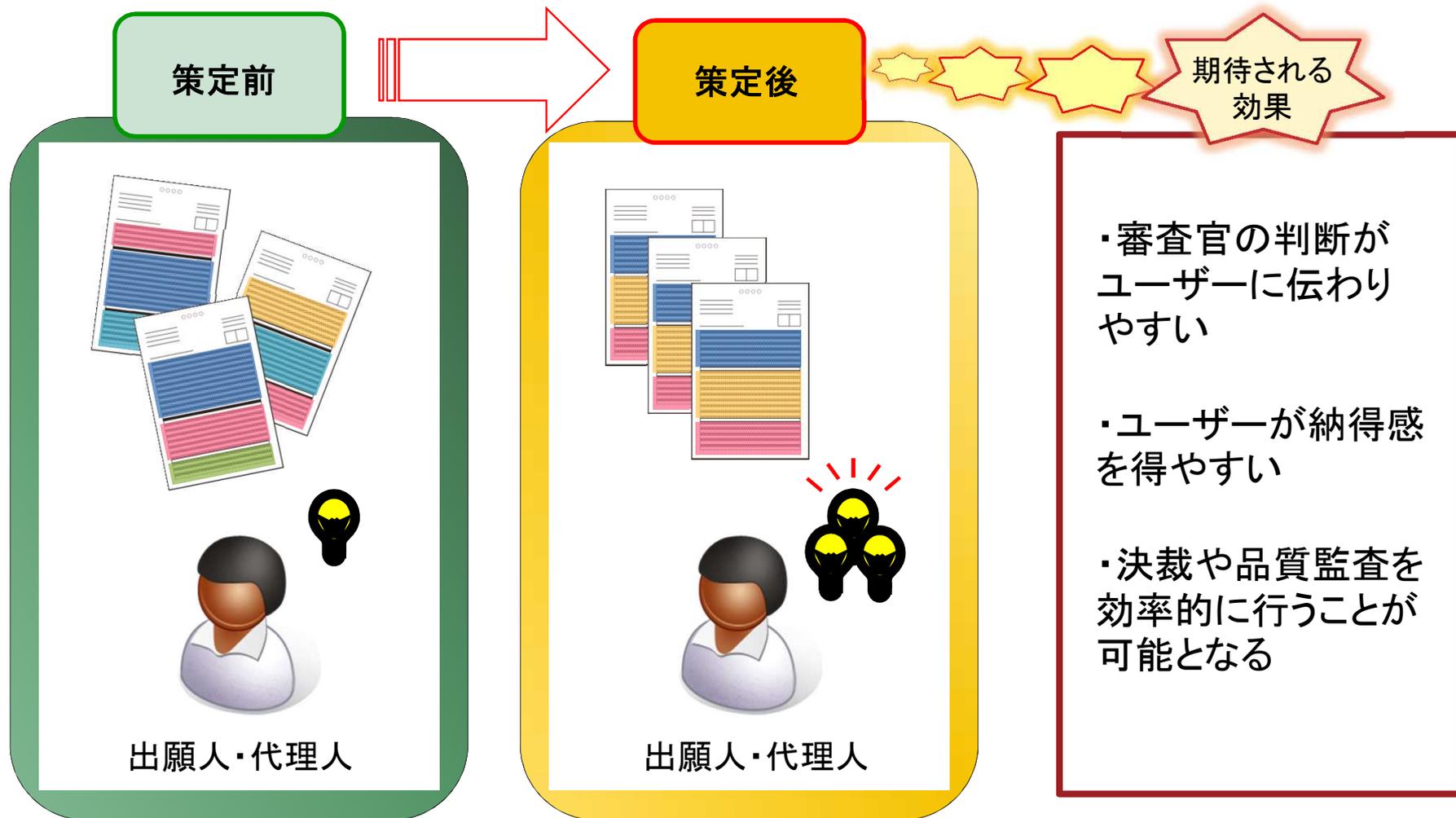
- 決裁における統一的な基準・観点を定めた文書の策定
決裁とは・・・審査官が作成した全通知書の管理職による確認

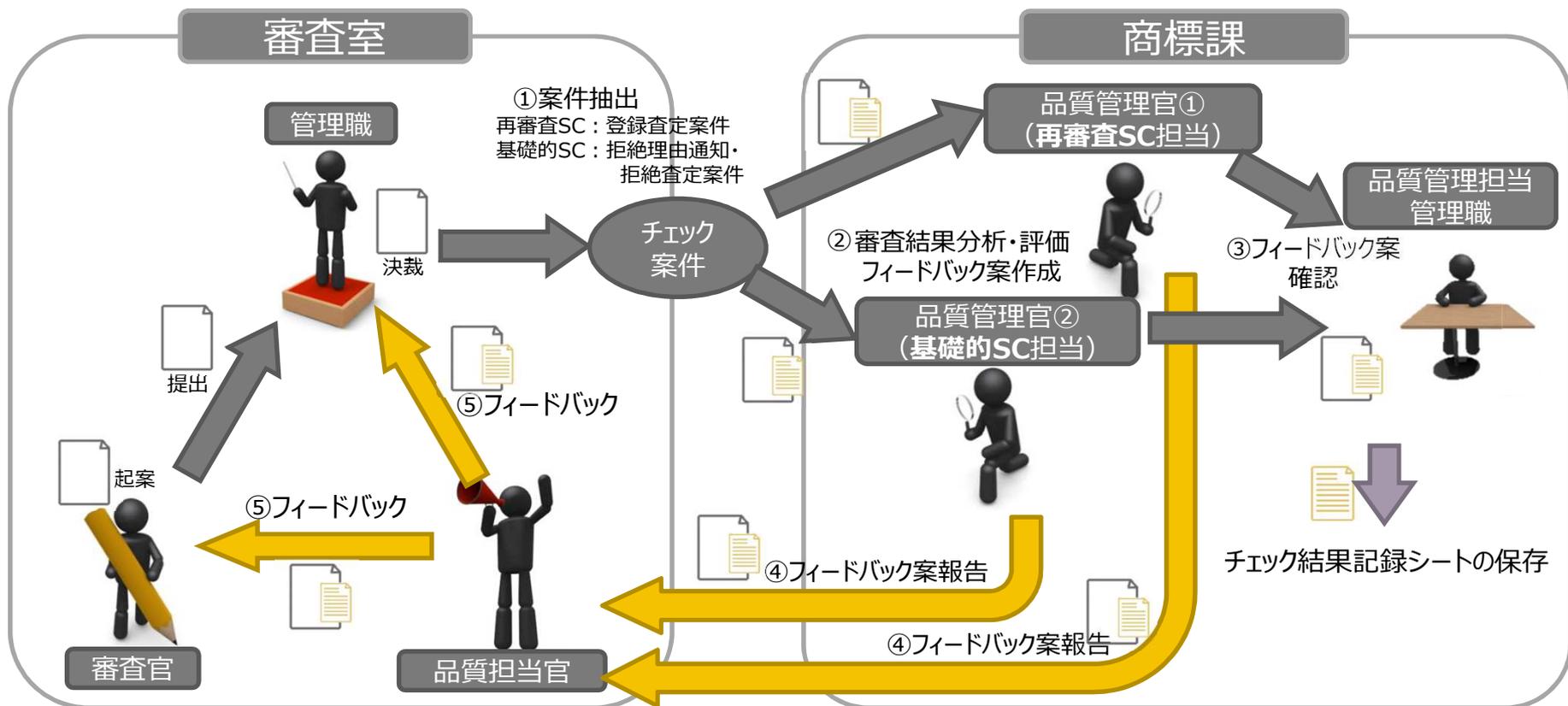


[評価項目⑥関係]

● 起案書作成の留意点をまとめた文書の策定

審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感を持って作成できるようにすることを目的に、拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書を策定





種類	再審査サンプルチェック (再審査SC)	基礎的サンプルチェック (基礎的SC)
内容	調査・判断の妥当性や通知内容の妥当性に関して、詳細に評価し、幅広く課題を抽出する。品質管理官が再審査を行い、担当審査官の結果と比較し評価する。	通知内容の妥当性等、基礎的な項目に対する評価を目的とする。担当審査官が実際に使用した審査資料や審査官用チェックシート・起案書の記載をベースに行う。
監査担当の品質管理官	9名 (26年度：8名)	
対象案件	登録査定案件	拒絶理由通知・拒絶査定案件
案件数(3,150件)	1,050件 (26年度：210件)	2,100件 (26年度：1,470件)
実施期間	平成27年10月～12月の3か月 (26年度：平成26年11月～12月の2か月)	